

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
がと
の翌日)

◇ 告 示 目 次

- 計量器定期検査の実施
- 争議行為を行なう旨の通知
- 定期種畜検査の実施
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 基本測量を実施する旨の通知
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定
- 臨時教育委員会の招集
- 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則中訂正

告 示

鳥取県告示第三百九十八号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定に基づき、日野郡の計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百四十三条の規定により告示する。

昭和四十六年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査期日	検査時間	検査区域	検査場所
五月二十五日	午前十時から 午後三時まで	日野郡日南町	日南町公民館大宮支館
二十六日	"	"	阿毘縁支館
二十七日	"	"	山上支館
二十八日	"	"	多里支館
六月 一日	午前十時から 正午まで	日南町役場	
二日	午後一時から 午後三時まで	日南町公民館福栄支館	
三日	"	"	上石見支館
四日	"	日野町	黒坂小学校
五日	"	日野町	根雨小学校
六日	"	江府町	江尾家畜市場
七日	"	"	"
八日	"	溝口町	二部農協会館
九日	午前十時から 午後二時まで	溝口町	溝口町公民館
十日	午前十時から 午後三時まで	"	"

鳥取県告示第百九十九号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、鳥取ガス労働組合執行委員長竹内武から争議行為を行なう旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 事件

(一) 昭和四十六年一月実施の賃金引上げの要求に関する件

(二) 時間外勤務手当の増額の要求に関する件

(三) 停年延長の要求に関する件

(四) 春季一時金の要求に関する件

二 日時

昭和四十六年四月二十八日からこの事件が解決するまで

三 場所

鳥取瓦斯株式会社経営するガス事業の全職場（鳥取市及び国府町）

四 概要

あらゆる形の争議行為を実施する。

鳥取県告示第四百号

家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第一項の規定に基づき、昭和四十六年度定期種畜検査を次のとおり実施する旨の通知を受けたので、同規則同条第二項の規定により告示する。

昭和四十六年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十六年度定期種畜検査日程

検査	第一次	第二次	検査場所	家畜の種類
五月十九日 午前九時三十分から	五月二十二日 午前九時三十分から	鳥取市国安 鳥取県種畜場鳥取分場	乳用牛、 肉用牛、 馬、豚、 めん羊、 やぎ	
午後二時から	午後二時から	八頭郡船岡町船岡 船岡家畜市場		
午前十時から	午前十時から	倉吉市八屋 倉吉		
午後一時から	午後一時から	東伯郡赤碕町出上 鳥取種畜牧場		
午後一時から	午後一時から	鳥取県種畜場 松谷		
午前十時から	午前十時から	西伯郡大山町所子 所子家畜検査場		
午後二時から	午後二時から	米子市吉岡 西部家畜市場		
午前九時三十分から	午前九時三十分から	鳥取県中小家畜試験場 両三柳		
午後一時から	午後一時から	西伯郡西伯町法勝寺 法勝寺家畜検査場		
午前九時から	午前九時から	岸本町岸本 岸本		
午後一時から	午後一時から	日野郡溝口町溝口 溝口家畜市場		
午後三時から	午後三時から	江尾 江尾町江尾		
午前九時から	午前九時から	日野町根雨 根雨		
午後一時から	午後一時から	日南町生山 生山		

鳥取県告示第四百一号

昭和四十五年十二月十二日付で溝口町長から申請のあつた土地改良(宇代地区かんがい排水)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画及び条例の写し

- 二 縦覧に供する期間

昭和四十六年四月二十四日から二十日間

- 三 縦覧に供する場所

溝口町役場

- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百二号

昭和四十五年十一月三十日付で溝口町長から申請のあつた土地改良(岩立地区かんがい排水)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

- 二 縦覧に供する期間

昭和四十六年四月二十四日から二十日間

- 三 縦覧に供する場所

溝口町役場

- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百三号

昭和四十五年十一月二十日付で溝口町長から申請のあつた土地改良(須鎌地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

- 二 縦覧に供する期間

昭和四十六年四月二十四日から二十日間

- 三 縦覧に供する場所

溝口町役場

- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百四号

昭和四十五年十二月二十一日付で溝口町長から申請のあった土地改良（谷川地区かんがい排水）事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年四月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百五号

昭和四十五年十一月三十日付で溝口町長から申請のあった土地改良（古市地区かんがい排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためた

で、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年四月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百六号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十六年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業種類 基本測量（国土基本図測量）

二 作業期間 昭和四十六年四月二十三日から昭和四十六年十月三十日まで

三 作業地域 鳥取市、倉吉市、国府町、福部村、気高町、鹿野町、青谷

町、羽合町、泊村、東郷町、三朝町、北条町、大栄町及び東伯町

鳥取県告示第四百七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和四十六年四月十九日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十六年四月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市末広温泉町三五四 有限会社	鳥取市正蓮寺字前田一二七ノ二〇の一部 一二七ノ二九	幅員 五・〇〇メートル
東信商事	字西ノ谷一四七ノ一の一部 一四七ノ二	延長 一九〇・〇〇メートル
代表取締役 田村梅治	地先農道の一部 一四七ノ二地先農道 一四七ノ二地先農道 一四七ノ二 地先雑種池	
"	字小丸山二四五ノ一の一部	
"	二四五ノ一二	
"	二四五ノ一三	

"	二四五ノ二五
"	二四五ノ二六
"	二四五ノ六〇
"	二四五ノ六四
"	二四五ノ六一 地先農道の一部
"	二四五ノ二六 地先農道
"	二四五ノ六〇
"	二四五ノ一一 地先雑種地の一部
"	二四五ノ二六 地先雑種地
"	字細谷一五六ノ四
"	一六〇ノ一の一部
"	一六一ノ一

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第七号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十六年四月二十三日

鳥取県教育委員会委員長 小 田 大 吉

一日時 昭和四十六年四月二十六日 午後二時三十分

二 場所 鳥取市東町 県教育委員会委員会室

- 三 議題 (1) 市町村教育委員会教育長の承認について
- (2) その他

正 誤

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則（昭和四十六年三月鳥取県規則第三十二号）中次の箇所（誤りがあつたので、訂正する。

四 頁 段、行 誤 正

下 十 建設係 建設係を

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】